

大津市障害福祉活動推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者団体又はボランティア団体が障害者の福祉の推進を図るために実施する自主的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者団体 市内に主たる事務所を有し、本市に居住する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）及びその家族によって構成され、障害者の自主的な活動を推進することを主な目的として設立された団体をいう。
- (2) ボランティア団体 市内に主たる事務所を有し、本市全域の障害者を対象に創作、スポーツ又は手話通訳等の奉仕活動を行うことを目的として設立された団体をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱による大津市障害福祉活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の受けることができるもの（以下「補助対象団体」という。）は、障害者団体又はボランティア団体とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 視察、研修その他の障害者の外出の機会の創出に関する事業
- (2) スポーツ大会その他の障害者の活動の場の提供に関する事業
- (3) 講演会、講習会その他の障害者への理解を推進する事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する際に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 会場借上げ料
- (2) 講師謝礼
- (3) 移動を伴う場合にあっては、当該移動に要する経費（バス・レンタカー等の借上げ料、電車賃、高速道路使用料、燃料費、駐車場代等）
- (4) 消耗品費
- (5) 原材料費
- (6) 広報経費
- (7) 資器材レンタル経費
- (8) 資料等印刷・購入経費
- (9) その他市長が必要と認める経費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、1の補助事業につき50,000円を限度とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、バス・レンタカー等を借り上げる場合における補助金は、1台につき50,000円を限度とし、1の補助事業について4台分までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、滋賀県又は大津市が主催又は共催する事業に参加する場合その他市長が特に必要と認める場合における補助金の額は、補助対象経費の全額に相当する額とする。
(交付の制限)

第7条 同一の団体が補助金の交付を受けることができる回数（前条第4項の適用を受ける補助事業について交付を受ける回数を除く。）は、同一年度につき2回を限度とする。

(交付申請書)

第8条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市障害福祉活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助金所要額調書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 暴力団等排除に係る誓約書（様式第5号）
- (5) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書は、原則として補助事業実施日の30日前までに提出しなければならない。
(決定通知書)

第9条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市障害福祉活動推進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市障害福祉活動推進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(変更承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市障害福祉活動推進事業補助事業変更承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、第8条第2項に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(変更承認通知書)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市障害福祉活動推進事業補助事業変更承認通知書（様式第9号）により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市障害福祉活動推進事業補助事業実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第11号）
- (2) 補助金精算額調書（様式第12号）
- (3) 収支決算書（様式第13号）
- (4) 領収書等（明細を記したものも含む。）の写し

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市障害福祉活動推進事業補助金確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市障害福祉活動推進事業補助金交付請求書（様式第15号）とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市障害福祉活動推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市障害福祉活動推進事業補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

(書類の保存)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助金交付申請書

年　月　日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団体名

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市障害福祉活動推進事業補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">(1) 事業計画書（様式第2号）(2) 補助金所要額調書（様式第3号）(3) 収支予算書（様式第4号）(4) 暴力団等排除に係る誓約書（様式第5号）(5) 団体の定款、規約、会則等の写し(6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

団体名		代表者名	
事務所所在地	大津市	電話番号	
活動計画			
実施予定日時	年	月	日（　）
場所 (行き先)			
実施予定 内容 (具体的 に記入す ること)			
参加予定 者 (人数等)			
交通手段			

様式第3号（第8条関係）

補助金所要額調書

(単位：円)

補助対象経費 見込額 A	補助対象経費の 2分の1の額 B (A×1／2)	補助限度額 C	補助金額 D (BとCを比較して少ない 方の額(市長が特に認める事 業にあってはAの額))

(注) Bの金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ここから下の欄には記入しないでください

さい

市役所記入欄

適用

- 要綱第6条第1項及び第2項
- 要綱第6条第3項 []
- 要綱第6条第4項
 - 滋賀県主催・共催
 - 大津市主催・共催
 - その他 []

様式第4号（第8条関係）

收支予算書

《収入》

単位：円

項目	金額	内訳（詳細）
合計		

《支出》

単位：円

項目	金額	内訳（詳細）
合計		

暴力団等排除に係る誓約書

年　月　日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名 印

私は、大津市障害福祉活動推進事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

なお、申請後において、これらの事項と相違することが判明したとき、及びこれらの事項と相違することになるに至ったときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、当該申請を取り消されることがあつても、何ら異議のないことを誓約します。

記

1 自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、団体の構成員若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号にいづれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 前項第2号から第6号までに掲げる者がその運営に実質的に関与している団体ではありません。

様式第6号（第9条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市障害福祉活動推進事業補助金の交付について、
次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、については、とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。 (5) 補助事業等の完了後に、消費税及び地方税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第7号（第9条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年　　月　　日付けで申請のあった大津市障害福祉活動推進事業補助金について、
次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定に
より通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第8号（第10条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助事業変更承認申請書

年　月　日

(宛先)

大津市長

申請者　住　所

団体名

代表者名

年　月　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった大津市
障害福祉活動推進事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13
条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年　月　日
添付書類	

様式第9号（第11条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助事業変更承認通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害福祉活動推進事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第10号（第12条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助事業実績報告書

年　月　日

(宛先)
大津市長

申請者　住　所

団体名

代表者名

年　月　日付け大　第　　号で補助金の交付の決定のあった大津市
障害福祉活動推進事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の
規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業実施日	年　月　日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添付書類	(1) 事業実施報告書（様式第11号） (2) 補助金精算額調書（様式第12号） (3) 収支決算書（様式第13号） (4) 領収書等（明細を記したもの）の写し

事業実施報告書

団体名		代表者名	
事務所所在地	大津市	電話番号	
活動実績			
実施日時	年 時	月 ～	日（　） 時
場所 (行き先)			
実施内容 (具体的に記入し、パンフレット等あれば添付)			
参加者 (人数等)			
交通手段			

補助金精算額調書

(単位：円)

補助対象経費 決算額 A	補助対象経費の 2分の1の額 B (A×1／2)	補助限度額 C	補助金額 D (BとCを比較して少ない 方の額(市長が特に認める事 業にあってはAの額))

(注) Bの金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ここから下の欄には記入しないでください

さい

市役所記入欄

適用

- 要綱第6条第1項及び第2項
- 要綱第6条第3項 []
- 要綱第6条第4項
 - 滋賀県主催・共催
 - 大津市主催・共催
 - その他 []

收支決算書

《収入》

単位：円

項目	金額	内訳（詳細）
合計		

《支出》

単位：円

項目	金額	内訳（詳細）
合計		

様式第14号（第13条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市障害
福祉活動推進事業補助事業について、次のとおり大津市障害福祉活動推進事業補助金の
額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第15号（第14条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助金交付請求書

年　月　日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

年　月　日付け大　　第　　号で補助金の交付の確定のあった大津市
障害福祉活動推進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定
により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度	
補 助 事 業 の 名 称			
交 付 確 定 金 額		円	
交 付 請 求 金 額		円	
金 振 融 込 機 関 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店	
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

大津市障害福祉活動推進事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害福祉活動
推進事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則
第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
付 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (确 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第16条関係）

大津市障害福祉活動推進事業補助金返還通知書

大 年 第 月 号
津 年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害福祉活動推進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次とおり返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	年 月 日 円
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、滞金を納付しなければなりません。